

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人山ゆり会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山ゆり会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び21条、評議員選任・解任委員会運営細則第7条の規定に基づき、役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、定款第5条に基づき置かれる評議員及び定款第6条に基づき置かれる評議員選任・解任委員会の外部委員の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬のその他の職務執行の対価として受ける財産上の利益である。
- (4) 費用とは、職部遂行に伴い発生する、旅費・宿泊費等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2. 評議員等には定款第8条で定める金額の範囲内で報酬等を支給することができる。
3. 役員で当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては本規程に基づく役員報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の役員の報酬総額（職員給与は除く）は年間100万円以内とする。

2. 職員を兼務しない非常勤役員及び評議員等に対する報酬は別記「非常勤役員等の報酬」に定める額を支給することができる。但し、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している評議員選任・解任委員に対しては本規程に基づく報酬等は支給しない。

(費用弁償の支給)

第5条 当法人は役員及び評議員等がその職務執行にあたって負担した費用についてはこれを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

2. 職員を兼務する役員には通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は交通費精算規程に基づき支給する。
3. 職員を兼務しない非常勤役員及び評議員等には会議等に要する旅費（交通費・宿泊費含む）については旅費規程（管理職基準）に準じて出張費として支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員等の報酬等及び費用は末締め翌月15日に支払うものとする。尚、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日に繰り下げて支給する。

(報酬等の支払方法)

第7条 報酬等及び費用は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2. 報酬等及び費用は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月10日より適用する。

附則

この規程は、令和6年1月1日より施行する。

別記1 非常勤役員等の報酬

1. 「理事会」「評議員会」「評議員選任・解任委員会」に出席の場合

報 酬	費 用
8,000円	実 費

2. 上記1表以外のもの

報 酬 (日額)	費 用
10,000円	実 費